

## クーリング・オフ いつまでもできると思っていないですか？

突然の訪問販売や電話勧誘で契約をした場合、冷静に考えて不要な契約であれば『クーリング・オフ』ができます。ただし、契約から一定の期間内に「契約解除通知」を発信しなければいけません。事例を参考に注意してください。

### 【 相談事例 】

電話料金が安くなります

固定電話に「パソコンを使っていないのに光回線にしていますか。『アナログ回線』に戻すと電話料金が安くなります。手続きは弊社が代理で行います。」と勧誘を受け契約をした。工事日に2,000円を払ったのに、後日『代理業務料40,000円』の請求書が届いた。翌月には『サポート料3,000円』の請求書も届いた。今からクーリング・オフはできないか。

### 《 アドバイス 》

- 『クーリング・オフ』には期限があります。電話勧誘・訪問販売は、契約書を受け取った日を含め8日以内に契約解除通知の発信が必要です。(はがき・メール・ファックス等)
- 自ら店舗へ出向いて契約したもの、通信販売で購入した場合はクーリング・オフができません。
- 電話勧誘・訪問販売以外にもクーリング・オフができる契約があるので、必要なときは消費生活センターに確認してください。



10 人や国の不平等をなくそう



## 目標 10 人や国の不平等をなくそう

【 シリーズ SDGs 11 】

～ 国内および国家間の不平等を是正する ～

### ◆ 不平等は各国内で拡大している

現在、国家間における経済格差は小さくなりつつありますが、各国内ではむしろ不平等が拡大しています。たとえ国全体として経済成長していても、それが一部の分野や一部の人だけに限られたものであれば、格差は広がっていくばかりです。

### ◆ 「身近な差別」をなくそう

日本でも性別や国籍、障がいの有無、経済格差などによって差別されることがあります。身近に差別がないか考え、そういった行為をなくしていきましょう。



## 「入居権を譲って」という電話は詐欺です！

「有料老人ホームや介護施設などに入居する権利を譲ってほしい」その後「あなたの名義で申し込むのでお金を払う必要がある」さらには「名義貸しは犯罪です」「警察が来る」「裁判になる」など、さまざまな人物が登場してお金を要求するような事案が多発しています。これは、「劇場型勧誘」と言われる詐欺で県内でも急増しています。以下のアドバイスを参考に、だまされないように気をつけましょう。



### 【アドバイス】

- 「あなたは施設への入居権を持っている」「権利を譲って」「名義を貸して」などと持ち掛けてくるのは詐欺です。一度話を聞くと断るのが難しくなってしまう。
- 留守番電話機能や発信者番号通知を活用して、心当たりのない電話には出ないようにしましょう。
- やりとりをしてしまっても、絶対にお金を払わないでください。すぐに警察や消費生活センターに相談しましょう。



## 「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※講座依頼書を提出いただきますが、まずはお電話でお申込みください。



## 1月・2月の無料法律相談会

1月10日(火) 13:30~15:30

2月 7日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスを**無料**で受けることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※事前にお電話でご予約をしてください。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370  
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁 1階)

《受付時間》月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で 

消費者ホットライン188で、最寄りの消費生活センターにつながります。